

# 青森県報

第四千二百七十九号

平成二十九年

三月二十七日

(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……一
- 青森県土地利用基本計画の変更……………(監理課) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三

### 出先機関

- 青森県営農高等学校の短期研修……………(営農大学校) ……三

## 告 示

青森県告示第二百二十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表深浦区域の項を次のように改める。

### 深浦区域 深浦漁業協同組合の地区

- 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業及び底建網漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
- 2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかづり漁業
- 3 小型定置漁業、たい・ぶり定置漁業、内水面以上の水中において網漁具を水深二十七メートル及び総トン数十トン以上百トン未満の漁船に業及び底びき網漁業
- 4 より行う底びき網漁業
- 5 主として底建網漁業であつて、主として一本釣漁業

青森県告示第二百二十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 発起人の住所及び氏名(名称)               | 区 域                         | 区 分                                                      |
|------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三の一<br>松下 誠四郎 | 泊区域<br>泊漁業協同組<br>合の地区       | 総トン数二十ト<br>ン未満の漁船に<br>より行う漁業で<br>あつて、主とし<br>て底はえなわ漁<br>業 |
| 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山三二七の二<br>宮下 勝雄  |                             |                                                          |
| 西津軽郡深浦町大字沢辺字山科一一五の一<br>渋谷 安広 | 新深浦町第四区                     | 主として底建網<br>漁業                                            |
| 西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の一<br>鶴田 輝実  | 新深浦町漁業<br>協同組合の地区<br>のうちの区域 |                                                          |

## 青森県告示第二百二十四号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県県土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の農業地域及び自然公園地域の区域を次のように改める。

## 1 農業地域

区域を縮小した市  
黒石市、十和田市

## 2 自然公園地域

(一) 区域を拡大した村  
西目屋村

(二) 区域を縮小した村  
西目屋村

## 二 変更の内容

次の図のとおり

（「次の図」は、省略する。）

## 青森県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十九年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 施行者の名称

十和田市

## 二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道）

## 三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで

## 四 事業地

## 1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年四月六日青森県告示第三百四十四号）の事業地に変更なし。

## 2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年四月六日青森県告示第三百四十四号）の事業地に変更なし。

## 青森県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六ヶ所都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十九年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 施行者の名称

六ヶ所村

## 二 都市計画事業の種類

六ヶ所都市計画下水道事業（六ヶ所村公共下水道）

## 三 事業施行期間

平成九年十月七日から平成三十六年三月三十一日まで

## 四 事業地

## 1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年九月二十八日青森県告示第七百七十五号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年九月二十八日青森県告示第七百七十五号）の事業地に変更なし。

青森県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十九年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

南部町

二 都市計画事業の種類

三戸都市計画下水道事業（南部町公共下水道）

三 事業施行期間

平成十七年九月六日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年三月十九日青森県告示第二百二十号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年三月十九日青森県告示第二百二十号）の事業地に変更なし。

青森県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十九年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（三・三・十七号 館鼻公園）

三 事業施行期間

平成八年十二月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十七日

青森県営農大学校長 田 澤 拓 巳

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

| 研修の種類       | 期 間                    | 受講者の定員 | 受講対象者     | 摘 要                 |
|-------------|------------------------|--------|-----------|---------------------|
| 指導農業機械士養成研修 | 平成三十年一月二十一日から同月二十六日まで  | 十人     | 農業機械士認定者  | 指導農業機械士技能検定試験受験資格取得 |
| 農業機械士養成研修   | 平成二十九年八月二十五日から同月三十一日まで | 三十五人   | 青森県営農大学校生 | 農業機械士技能検定試験受験資格取得   |

|       |                                 |                                   |                        |                    |                        |                    |                        |                      |              |                        |
|-------|---------------------------------|-----------------------------------|------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|------------------------|----------------------|--------------|------------------------|
| 受講品目  | 2 新規就農チャレンジ研修（チャレンジ就農実践教育）      |                                   |                        |                    |                        |                    |                        |                      |              |                        |
| 期 間   | 特別研修                            | 農作業安全<br>研修                       |                        |                    |                        |                    |                        |                      |              | 農業機械整備<br>研修           |
| 定 員   | 市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。  | 平成二十九年十月六日から同月十一日まで               | 平成二十九年十月二十三日から同月二十七日まで | 平成二十九年十月二日から同月六日まで | 平成二十九年九月二十五日から同月二十九日まで | 平成二十九年九月四日から同月八日まで | 平成二十九年八月二十一日から同月二十五日まで | 平成二十九年七月三十一日から八月四日まで | 平成二十九年十一月十五日 | 平成二十九年十一月二十七日から十二月一日まで |
| 受講対象者 | 若干名                             | 六人                                | 六人                     | 六人                 | 六人                     | 六人                 | 六人                     | 六人                   | 十人           | 二十人                    |
| 摘 要   | 各市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定する。 | 農業者及び農業関係者                        |                        |                    |                        |                    |                        |                      |              | 農業者及び農業関係者             |
|       |                                 | 大型特殊自動車免許又はけん引免許（農耕用自動車）の取得のための研修 |                        |                    |                        |                    |                        |                      |              | トラクターの点検整備及び修理         |

|           |                                |    |                                                                                  |
|-----------|--------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 施設野菜、露地野菜 | 平成二十九年五月から平成三十年二月まで（土日、祝祭日を除く） | 五人 | 県内に居住する満十八才以上の者が、短期間で独立・自営就農又は農業法人等への雇用・就農を目標とする・農業従事者、他産業・退職者等及び研修終了後は確実に見込まれる者 |
|           |                                |    |                                                                                  |

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 テキスト代、農作業実習経費
- 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額